

議案第46号

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 大田原市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載し
なければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。